

インフルエンザ警報の発令について

令和5年3月2日（木） 15時

北海道江別保健所
(北海道石狩振興局保健行政室)
電話：011-383-2111

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第8週（令和5年2月20日～令和5年2月26日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、インフルエンザ警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第8週速報値）

区分	管内	全道	全国※
定点あたり患者数	33.75人	11.31人	12.56人

※全国は2023年第7週の数値

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第4週 (1/23～1/29)	第5週 (1/30～2/5)	第6週 (2/6～2/12)	第7週 (2/13～2/19)	第8週 (2/20～2/26)
江別保健所	118 (16.86)	148 (18.50)	130 (16.25)	197 (24.63)	270 (33.75)
全道	2,018 (8.89)	2,603 (11.37)	2,738 (11.96)	2,814 (12.29)	2,590 (11.31)
全国	51,439 (10.39)	62,695 (12.66)	64,043 (12.94)	62,101 (12.56)	- ()

※第8週の患者報告数は速報値。

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】 注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合
警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

※ 警報は定点あたりの患者報告数が終息基準値未満となった場合、注意報は定点あたりの患者報告数が基準値未満となった場合に自動的に解除されます。